

島名・香取台小学校通学区域変更 検討案の比較について

1 2つの案の比較について

	案1	案2
	諮問案として提示した通学区域	第一回学区審議会を経て、新たに作成した通学区域
境界となる道路	島名・上河原崎線（坂東線）	市道 5-4355 号線、5-4359 号線
境界となる区会	中西区会	入坪区会
学校が変更となる児童数	125 名	132 名

第1回学区審議会では、各々の立場で意見を述べていただき、香取台小学校増築に向けて学区調整を図ることとなった。

その中で、通学区域の境界となる道路及びそれにより区会が分断されてしまうことへの懸念について意見が挙がったため、今回は2案について通学区域の境界及び境界上にある区会について地図上で図示した。

2 区会の中で学区が分かれた場合の対応について

(1) 現在、学区外就学許可基準の中に「学区外の自治会に加入している場合」という基準を設けている。そのため、学区外就学申立書と共に自治会加入証明書の提出があれば、自治会内で同じ学校に就学することは可能である。

(2) 特定の区域に居住する児童について、指定学校とは別に変更可能な就学先を設けており、指定学校変更の申立書を提出することで就学先を変更することができる。（現在の指定学校変更可能区域は資料3のとおり）

区域の一部を指定学校変更可能区域とすることで、自治会内で同じ学校に就学することは可能である。